

○総務省令第十七号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行に伴い、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

総務大臣 山本 早苗

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則（昭和四十二年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

様式第三号、様式第四号、様式第五号及び様式第六号中「第十五条第一項」を「第十九条第二項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。